

津山市骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成について

津山市では、骨髄移植、末梢血幹細胞移植、さい帯血移植等のため、接種したワクチンの効果が低下もしくは消失したことから受ける、再度の予防接種にかかる費用の一部又は全部に対し、予算の範囲内において助成を開始しました。

【助成対象者】

- (1) 骨髄移植等により、既に接種を受けた定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されている人
- (2) 助成対象予防接種の接種日において、市内に住所を有する20歳未満の人
- (3) 接種を受けた定期予防接種の接種回数及び接種間隔が実施規則に定める当該定期予防接種の接種回数及び接種間隔の規定に違反していない人のいずれにも該当する人、又はその保護者

【助成対象となる予防接種】

- (1) 当該予防接種が予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係る予防接種であること
- (2) 当該予防接種に使用するワクチンが予防接種実施規則に規定するワクチンであること(BCG及びロタリックス及びロタテックを除く)
 - ・B型肝炎
 - ・ヒブ
 - ・小児用肺炎球菌
 - ・四種混合
 - ・二種混合
 - ・MR混合
 - ・水痘
 - ・日本脳炎
 - ・子宮頸がん

【助成額】

助成対象となる予防接種について、令和3年10月1日以降に任意により再接種した費用(ただし、助成対象者が負担した費用と、津山市の予防接種業務委託料のいずれか低い額とする。)

【助成交付申請】

助成金の交付を受けようとする際には、次の書類の提出が必要となります。

- (1) 骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 予防接種を行った医療機関の領収書原本若しくはその写し(再接種の種類及び自己負担額が確認できるもの)
- (3) 医師による意見書(様式第2号)(接種を受けた定期予防接種の予防効果が期待できない旨、医師の記載を要する)
- (4) 母子健康手帳、予防接種済証その他当該再接種に対応する既に受けた予防接種歴の接種歴を確認することができる書類

※申請することができる期間は、再接種を受けた日から1年以内

【様式のダウンロード 及び 詳しく(ホームページ)はこちら】

津山市ホームページ ⇒ <https://www.city.tsuyama.lg.jp/>

⇒暮らし⇒保険・年金・福祉・医療・健康・食育⇒救急・医療・感染症
⇒感染症⇒津山市骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成制度のお知らせ
⇒申請書兼請求書(様式1号)・意見書(様式2号)

ホームページはこちら

